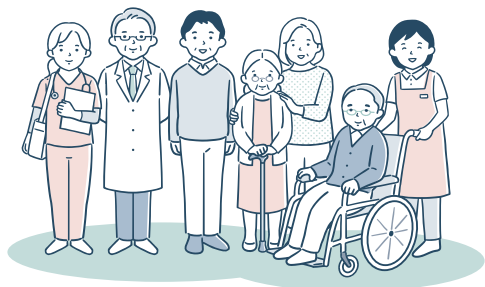


社会全体で支える介護保険制度

令和6年度介護保険料

介護保険制度では、3年に一度計画の見直しを行っています。

市の介護サービスに必要な費用は、その50パーセントを公費（国・県・市）、27パーセントを40～64歳の方の保険料、23パーセントを65歳以上の方の保険料で賄っています。



令和6年度から、65歳以上の方（第1号被保険者）が納付する保険料基準額を、年額7万300円としています。これを基に、所得段階に応じて20段階に分類し、保険料を決定します。

詳しくは、6月中旬以降（5月31日以降に65歳になる方については、65歳を迎えた翌月以降）に送付する介護保険料決定通知書をご確認ください。

介護保険料の納付方法

介護保険料の納付方法は、特別徴収と普通徴収の2通りがあります。

【特別徴収】

年金からの差し引きにより納付します。対象者は年金の年間受給額が18万円以上の方です（一部例外あり）。

【特別徴収の方の仮徴収】

介護保険料は所得段階ごとに設定するため、前年の所得が決定する6月以降に算定します。2月に年金から差し引いた金額と同じ額を、4・6・8月支給の年金から「仮徴収」として差し引きます。10月以降は、年額保険料から仮徴収の合計額を引いた金額を「本徴収」として10・12・2月支給の年金から差し引きます。

【普通徴収】

送付する納付書で金融機関の窓口などを利用して納付します。銀行、ゆうちょ口座からの自動引き落としも可能です。自動引き落としを希望する場合は事前に申し込みが必要です。

なお、普通徴収となる方は、年度途中で65歳になる方、転入した方、年金を受給していない方、年金の年間受給額が18万円未満の方です。1年分の保険料を、6月から翌年3月に10回に分けて納付します。各納期限内に納付をお願いします。

保険料に未納がある場合

滞納処分の対象となる他、介護サービス利用時に制限が発生する場合があります。納期限内に納付できない場合は担当へご相談ください。

介護保険料の減免制度

介護保険料が第1段階（生活保護受給者を除く）から第3段階の方で、生活が著しく困難（生活保護水準）と認められた方へ、介護保険料を減免する制度を設けています。詳しくは、担当へお問い合わせください。

低所得者の方の食費・居住費の負担軽減や利用者負担額の軽減

介護保険施設を利用する場合（ショートステイを含む）の食費、居住費は自己負担となりますが、生活保護受給者や世帯全員が市民税非課税の方（預貯金要件など認定基準を満たす方）は、申請をすることで、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、軽減されます。



申請は随時受け付けていますが、認定証の適用は申請した月の初日からです。現在交付している認定証の有効期限は7月31日(木)までです。

継続して認定を受ける場合は、毎年申請が必要です。8月以降、継続して対象となる可能性のある方には、6月中旬に案内と申請書を送付します。

対象となるには、要介護認定がある方、世帯全員の令和5年中の所得の申告があり世帯が非課税である方、給付の制限を受けていない方など、いくつかの認定基準があります。所得が未申告で、発行できない場合が多くみられますので、ご注意ください。

また、社会福祉法人などの介護サービスを利用する低所得者の方に対し、利用料の負担軽減がされる事業もあります。詳しくは、担当へお問い合わせください。

担当 介護保険課 ☎046(252)7719 (FAX)046(252)8238

個別健康相談（随時）

場所 市民健康センター

内容 食事療法や健康全般について、栄養士・保健師へ相談

申込 電話で担当へ

担当 健康医療課 ☎046(252)7995 (FAX)046(255)3550



健康相談

日時 6月10日(月)①相談=9:20～9:30、9:50～10:00、10:20～10:30、10:50～11:00②測定のみ=9:35～9:40、10:05～10:10、10:35～10:40

場所 市民健康センター

内容 ①健康・栄養・禁煙相談（1カ月以内に禁煙を始めたい方）②体組成、血圧、骨健康度、血管年齢の測定

定員 各回①2人②3人

申込 電話で担当へ

担当 健康医療課 ☎046(252)7995 (FAX)046(255)3550

認知症サポーター養成講座（基礎編）

日時 7月3日(水)①14:00～15:30②15:30～16:30（①②いずれかの参加可）

場所 市公民館

内容 ①認知症の知識・対応の基礎講座（受講後、サポーターの証であるカードを交付）②参加者同士で気軽に話す座談会

講師 座間市キャラバン・メイト

対象 市内在住・在勤・在学者

定員 30人（申込順）

持物 筆記用具

申込 7月2日(火)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

担当 長寿支援課 ☎046(252)7084 (FAX)046(252)8238



成人歯科健康診査

歯周病の予防と早期発見のために、成人歯科健康診査を次の通り実施します。

実施期間 12月末日（各医療機関の最終診療日）まで

対象 4月1日時点で、20歳・30歳の方および40歳以上の方（歯科治療中の方は除く）

内容 歯の状況、歯周病、歯列、顎関節などの健診

受診料 500円

受診方法 対象者へ5月中旬頃に送付した「がん検診等受診確認票」裏面の成人歯科健康診査協力医療機関に電話で予約（当日、受診券を持参）。

※受診は1人、年1回です。

※後期高齢者医療制度加入者（医療機関で医療証を提示）、市民税非課税世帯（受診前に申請し、自己負担金決定通知書を提示）は受診料免除（詳しくは「がん検診等受診確認票」をご確認ください）。

担当 健康医療課 ☎046(252)7995 (FAX)046(255)3550



お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

情報公開制度・個人情報保護制度などの運用状況

情報公開条例を定め、市が保有する行政情報を公開することで、市の活動状況を明らかにしています。

令和5年度の情報公開請求件数は65件で、この取り扱いに対する審査請求が1件ありました。

また、個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例などを定め、市の保有する個人情報などの開示、訂正および利用停止を求める権利を明らかにし、個人情報などを適正に管理し、利用しています。

個人情報などの開示請求件数は23件で、この取り扱いに対する審査請求はありませんでした。

それぞれの処理状況は、表1、表2の通りです。

表1 情報公開請求の処理状況

全部公開	32件
部分公開	18件
非公開	4件
文書不存在	6件
請求取り下げ	5件
却下	0件
計	65件

表2 個人情報等開示請求の処理状況

全部開示	11件
部分開示	6件
不開示	0件
文書不存在	5件
請求取り下げ	1件
却下	0件
計	23件

担当 行政管理課 ☎046(252)8144 (FAX)046(255)3550